

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第1号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例
 (予防課) ... 3
- 条例第2号 宇治市産業会館条例の一部を改正する条例
 (商工観光課) ... 3
- 条例第3号 宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する
 条例 (男女共同参画課) ... 3
- 条例第4号 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部
 を改正する条例 (ごみ減量推進課) ... 3
- 条例第5号 宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例
 (建設総務課) ... 3
- 条例第6号 宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例
 (建設総務課) ... 5
- 条例第7号 宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例
 (建設総務課) ... 5
- 条例第8号 宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例
 (公園緑地課) ... 6
- 条例第9号 宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例
 (水道総務課) ... 6
- 条例第10号 宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
 の一部を改正する条例 (下水道計画課) ... 7
- 条例第11号 宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
 (下水道計画課) ... 7
- 条例第12号 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
 する条例 (地域福祉課) ... 7
- 条例第13号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) ... 7
- 条例第14号 宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正
 する条例 (学校教育課) ... 7
- 条例第15号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
 (人事課) ... 8
- 条例第16号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例
 (予防課) ... 9
- 条例第17号 宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例
 (議会事務局) ... 9
- 条例第18号 宇治市市税条例の一部を改正する条例

- (市民税課) ... 9
- 条例第19号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) ... 10

告 示

- 告示第26号 収納の事務及び徴収の事務の委託 (納税課) ... 10
- 告示第27号 宇治市第3次ごみ処理基本計画
 (ごみ減量推進課) ... 11
- 告示第28号 平成31年度一般廃棄物処理実施計画
 (ごみ減量推進課) ... 13
- 告示第32号 平成31年度固定資産の価格等の登録
 (資産税課) ... 19
- 告示第34号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
 (国民健康保険課) ... 19
- 告示第35号 宇治市収納代理金融機関の名称変更 ... (会計室) ... 19
- 告示第36号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
 (介護保険課) ... 20

公 告

- 公告第12号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
 (農林茶業課) ... 20

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第28号 選挙公報の配布方法等..... 20
- 告示第29号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任
 20
- 告示第30号 投票管理者及び同職務代理者の選任 21
- 告示第31号 直接請求に必要な選挙人の数..... 21
- 告示第32号 期日前投票の場所..... 22

監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果に基づく措置の通知 22
- 公表第5号 定期監査の結果に基づく措置の通知 22
- 公表第6号 定期監査の結果の報告..... 23
- 公表第7号 定期監査の結果の報告..... 23

公 営 企 業

- 告示第3号 取納の事務の委託.....24
- 告示第4号 宇治市上下水道事業取納取扱金融機関の名称変更.....24

条 例

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第1号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例
宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第2号

宇治市産業会館条例の一部を改正する条例
宇治市産業会館条例（昭和62年宇治市条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表中

会議室	3,500 円	4,620 円	5,620 円	7,300 円	9,210 円	10,990 円
第一研修室	3,370 円	4,500 円	5,370 円	7,080 円	8,880 円	10,590 円

第一研修室	3,370 円	4,500 円	5,370 円	7,080 円	8,880 円	10,590 円
-------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第3号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例
宇治市男女共同参画支援センター条例（平成15年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「、別表第1」を「、別表」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「及び前項」及び「及び駐車料金」を削り、同項を同条第3項とする。

第7条（見出しを含む。）中「及び駐車料金」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(揭示済)

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第4号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改

次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(揭示済)

正する条例

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条第6号及び第7号中「又は」を「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は」に、「後」を「後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第5号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例

宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の区分		区別	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱及びその支柱 類	年額	1本	3,500円
	共架電力線		1本	2,800円
	街灯添架電柱		1本	2,400円

	電話柱及びその支柱類		1本	2,000円					
	共架電話線		1本	1,500円					
	街灯添架電話柱		1本	1,400円					
	その他の柱類		1本	320円					
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	20円					
	地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	18円					
	路上に設ける変圧器		1個	2,000円					
	地下に設ける変圧器		1平方メートル	1,200円					
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	3,300円					
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1,700円					
	無線基地局		1個	1,700円					
	広告塔		1平方メートル	6,000円					
	その他のもの		1平方メートル	2,600円					
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下電線、水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	1メートル	140円					
	外径又は幅が0.07メートル未満のもの		1メートル	200円					
	外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		1メートル	220円					
	外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1メートル	290円					
	外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1メートル	450円					
	外径又は幅が0.3メ		1メートル	590円					
	メートル以上								
	0.4メートル未満のもの								
	外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの					1メートル		980円	
	外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの					1メートル		1,400円	
	外径又は幅が1メートル以上のもの					1メートル		2,400円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,600円					
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,000円					
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額	1平方メートル	3,000円					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	月額	1平方メートル	580円					
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板	年額	1平方メートル	6,000円					
	標識	年額	1本	1,700円					
	旗ざお	月額	1本	580円					
	幕	月額	1平方メートル	580円					
	アーチ類	年額	1基	6,000円					
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事用施設並びに同条第5号に掲げる工事用材料		月額	1平方メートル	580円					
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		月額	1平方メートル	280円					
令第7条第9号に掲げる施設		年額	1平方メートル	3,300円					

備考

- 1 占用の面積（広告塔及び看板にあつては、表示の面積。以下同じ。）若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 2 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 3 月額を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第6号

宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

宇治市準用河川占用料条例（平成12年宇治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の区分		単位	占用料
流水の 占用	鉱工業の用に供するもの	1リットル毎秒	5,000円
	その他の用に供するもの	1リットル毎秒	1,200円
土地の 占用	水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	140円
		外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	200円
		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	220円
		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	290円
		外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	450円
		外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	590円

・4メートル未満のもの		
外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
作業場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円
橋りょうその他これに類するもの	1平方メートル	2,100円
電柱及びその他支柱類	1本	3,500円
街灯添架電柱	1本	2,400円
電話柱及びその他支柱類	1本	2,000円
街灯添架電話柱	1本	1,400円
公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円

別表の備考第2項中「又は長さに1立方メートル」を「若しくは長さが1リットル毎秒」に、「又は1メートルに満たない」を「若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しくは長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の」に、「それぞれ1立方メートル」を「、これらを1リットル毎秒」に改め、同表の備考第4項前段及び第5項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市準用河川占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る流水占用料及び土地占用料について適用し、同日前の占用に係る流水占用料及び土地占用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第7号

宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例

宇治市水路使用料条例（昭和49年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

使用の区分		単位	使用料
水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	1メートル	140円
	外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	200円
	外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	220円

宇治市長 山本 正

宇治市条例第8号

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

（区域の規模に関する条件）

第2条 法第3条第2項の条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第9号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改め、「（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

第25条各号列記以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第43条第3号中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」に、「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第44条第2号中「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に、「については6年」を「（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。）については6年」に改め、同条第4号中「後」を「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第43条及び第44条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第25条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後に初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の条例第43条第8号の規定の適用については、同項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

ル未満のもの		
外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	290円
外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	450円
外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円
通路用橋	1平方メートル	2,100円
電柱及びその支柱類	1本	3,500円
街灯添架電柱	1本	2,400円
電話柱及びその支柱類	1本	2,000円
街灯添架電話柱	1本	1,400円
公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円

備考

- この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）別表の規定を準用する。
- 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。
- 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市水路使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

5 前3項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

(揭示済)

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第10号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、2、430ヘクタール」を「、2、427ヘクタール」に改め、同条第6項中「、178、800人」を「、179、140人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第11号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道使用料条例(昭和61年宇治市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市公共下水道使用料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用であつて、同日以後に初めて公共下水道使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る公共下水道使用料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、改正後の条例の施行に関して必要な経過措置は、下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

(揭示済)

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第12号

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年宇治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を

立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第13号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の5中「、580、000円」を「、610、000円」に改める。

第23条第1項第2号中「275、000円」を「280、000円」に改め、同項第3号中「500、000円」を「510、000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、平成30年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第14号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例(昭和27年宇治市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

保育料					
4 歳児			5 歳児		
基準額	2 人目適用額	3 人目以降適用額	基準額	2 人目適用額	3 人目以降適用額
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4, 500 円	2, 250 円	0 円	4, 500 円	2, 250 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円

を

保育料								
3 歳児			4 歳児			5 歳児		
基準額	2 人目適用額	3 人目以降適用額	基準額	2 人目適用額	3 人目以降適用額	基準額	2 人目適用額	3 人目以降適用額
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
4, 500 円	2, 250 円	0 円	4, 500 円	2, 250 円	0 円	4, 500 円	2, 250 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円
9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円	9, 000 円	4, 500 円	0 円

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第15号

行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例
(宇治市組織条例の一部改正)

第1条 宇治市組織条例(昭和26年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市民環境部」を「産業地域振興部 に改める
人権環境部 」

別表中

市民環境部	(1) 文化及び自治の振興並びに広聴に関する こと。 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する こと。
-------	-----------------------------------------------------------------

(3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関する こと。 (4) 労働者対策及び消費者保護に関する こと。 (5) 人権及び男女共同参画に関する こと。 (6) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に関する こと。

を

産業地域振興部	(1) 文化及び自治の振興並びに広聴に関する こと。 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する こと。 (3) 観光、商工業、農林茶業その他の産業に関する こと。 (4) 労働者対策及び消費者保護に関する こと。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人権環境部	(1) 人権及び男女共同参画に関すること。 (2) 環境保全、廃棄物の処理及び清掃に関すること。
-------	-----------------------------------------------------

に改める。

(宇治市農業振興協議会条例の一部改正)

第2条 宇治市農業振興協議会条例(昭和63年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条中「、市民環境部農林茶業課」を「、農業振興担当課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第16号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例(昭和48年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第17号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例(昭和54年宇治市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市民環境部」を「産業地域振興部、人権環境部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により旧条例第2条に規定する市民環境常任委員会の委員(以下「旧委員」という。)に選任され、及び旧条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者は、それぞれ改正後の宇治市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定により新条例第2条に規定する市民環境常任委員会の委員(以下「新委員」という。)に選任され、及び新条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者とみなす。

- 3 前項の場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する市民環境常任委員会において審査又は調査を継続している事件については、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる市民環境常任委員会に付議された事件とみなす。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第18号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)に改め、同条中第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の2中「、第17項」を削り、「、第20項」を「、第19項」に、「、第23項」を「、第22項」に、「、第26項、第31項、第39項、第42項、第43項若しくは第44項」を「、第25項、第27項、第32項、第40項若しくは第43項から第45項まで」に改める。

附則第8条の3第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の4第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第21条の2第1項の表以外の部分中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60

条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「、第2項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第21条の2中第5項を第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「に対する」を「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する」に、「、第3項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第21条の2中第6項を第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「、第4項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第21条の2中第7項を第4項とする。
附則第21条の3第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第19号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例(平成12年宇治市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(平成31年度及び平成32年度における保険料率の特例)

第12条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての平成31年度及び平成32年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 20,280円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 29,640円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 42,110円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第26号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務及び保育所保育料の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第1項の規定により告示します。

平成31年3月29日

宇治市長 山本 正

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローブチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区犬輪1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務